

那須塩原市防犯灯マニュアル



令和7(2025)年作成

那須塩原市市民生活部交通防犯課

- 1 防犯灯ガイドライン P 2 ~ P 7
 - * 防犯灯維持管理の基本的な方針について
- 2 防犯灯ハンドブック P 8 ~ P 3 1
 - * 防犯灯設置費等補助金申請手引き
- 3 那須塩原市防犯灯設置費等補助金交付要綱 P 3 2 ~ P 3 8
- 4 様式(抜粋) P 3 9 ~ P 5 1
- 5 那須塩原市どこでも窓口(スマート申請) P 5 2 ~ P 5 4

1 防犯灯ガイドライン

1 防犯灯について

防犯灯とは、夜間における犯罪の発生を予防し、市民の安全を図ることを主たる目的とする照明設備(原則として10W以下のLED灯)です。市内には約10,000灯の防犯灯があり、自治会等防犯灯管理団体(以下、「管理者」という。)が設置・維持管理しています。市は、これらの防犯灯の設置費や維持管理費に補助を行っています。管理者及び市それぞれが役割分担して協働で防犯灯を管理し、持続可能な形での「安全・安心なまちづくり」を進めていきます。

2 防犯灯の維持管理について

防犯灯の所有者は、管理者です。管理者で適切に防犯灯を維持管理しましょう。

維持管理のポイントは以下の3点です。

- ・ 防犯灯の日常的な点検
- ・ 防犯灯管理台帳の整備
- ・ 設置、修繕、撤去、電気料

① 防犯灯の日常的な点検

管理者が日常的に行う防犯灯の主な点検項目は、次のとおりです

- 球切れ、故障などにより、不点灯になっていないか
 - * 防犯灯の電気料金は、点灯・不点灯にかかわらず電気料金が発生するので、気づかず無駄な料金を支払うこととなります
- 支柱の根本が腐食していたり、傾いていたり、倒れそうになっていないか
- 防犯灯が樹木の枝葉に覆われていないか。
- カビなど汚れが付着していないか。
- 昼間も点灯し続けてないか。
- 街並みの変化により必要のなくなった防犯灯はないか

② 防犯灯管理台帳の整備

防犯灯管理台帳は、管理者が所有する防犯灯について設置場所や電柱番号、電気料金の支払いなどを紐づけておくものです。防犯灯の設置や撤去を行った場合は、管理台帳の更新を行ってください。

- * 電力会社に連絡する際に台帳を整備しておくことスムーズなやりとりをすることができます。
- * 管理台帳がない場合は、東京電力エナジーパートナー株式会社へ連絡し、「定額制契約一覧表」の送付を依頼してください。依頼の際に、代表のお客様番号、契約者の住

所、電気料金集約分内訳表を確認されるので、準備してから電話してください。

③ 設置、修繕、撤去、電気料

設置

新たに防犯灯が必要な箇所がある場合は、必ず防犯灯管理団体内で協議を行い、意思決定をしてください。工事に着手する前に、市の補助金を申請し、交付決定を受けてください。

防犯灯設置費の補助対象は、原則として次のいずれにも該当する防犯灯の設置です。（防犯上やむを得ない場合はこの限りではありません）

- 設置箇所の20メートル以内に他の光源（他の防犯灯、街路灯等）がないこと
- 10W以下の自動点滅器付きLED灯の設置であること
- 地上から4.5メートル以上の箇所に設置すること
- 設置箇所の敷地の所有者、隣接する住民及び隣接する農地の耕作者と事前に協議し、同意を得ていること
- 東電柱、NTT柱又は支柱（鋼管ポール）に設置すること（建物の壁などは許可しない）
- 駐車場や公園などの施設を照らすものではないこと

修繕

①の点検の結果、修繕が必要な防犯灯がある場合は、灯具や支柱（鋼管ポール）の修繕を行います。工事に着手する前に、**防犯灯修繕費及び撤去費補助金事前確認依頼書（様式第14号）**を市に提出し、事前に確認を受けてください。

防犯灯修繕費の補助対象は原則として次のいずれにも該当する防犯灯の修繕です。（防犯上やむを得ない場合はこの限りではありません）

- 防犯灯管理番号が付番されている灯具または支柱であること
- 次のいずれかの理由により、灯具または支柱の修繕が必要であること
（灯具）

ア 点灯していないため

イ 点灯しているが、暗いため（防犯灯の直下1メートルの地点で照度が3ルクス以下である）

3ルクス…4m先の人の顔の向きや挙動姿勢などが分かる程度 *市では、照度計を貸し出しています。

- ウ 点灯に異常があるため(常時点灯、ちらつきや点滅、点灯時間が短い等)
- エ 設置角度を直すため
- オ その他の理由により灯具の修繕が必要であるため

(支柱)

- カ 腐食して穴があいているため
- キ クラックが入っているため(基礎部、支柱)
- ク 著しい傾き(10度以上)、曲がり、へこみ、変形があるため
- ケ 著しいさびがあるため

撤去

防犯灯が不要となった場合は、防犯灯の撤去について検討を行います。実際に撤去する前に、**防犯灯修繕費・撤去費補助金事前確認依頼書(様式第14号)**を市に提出し、事前に確認を受けてください。

また、市の補助金を受けて設置した防犯灯は原則設置完了日から10年経過しないと撤去できません。設置完了から10年未満で撤去する場合は、防犯灯設置費補助金に係る財産処分承認申請書(様式第20号)を市に提出してください。

撤去費の補助対象は原則として次のいずれにも該当する防犯灯の撤去です。

- 設置から10年経過している
- 防犯灯管理番号が付番されている灯具または支柱であること
- 次のいずれかの理由により灯具または支柱が不要であること
 - ア 付近に他の光源があり、灯具は不要と判断したため
 - イ 付近を利用する人がいなくなり、今後も利用の見込みがなく、灯具は不要と判断したため
 - ウ 付近に新しく灯具を設置するため
 - エ その他の理由により防犯灯管理団体として灯具の設置が不要であると判断したため
 - オ アからエの理由で灯具を撤去する際に、支柱の撤去を含む

電気料

防犯灯電気料の補助対象は原則として次のいずれにも該当する防犯灯の電気料です。

- 補助対象年度の4月分の電気料を管理者が支払っていること
- 防犯灯管理番号が付番されている防犯灯であること

ポイント

申請は、必要書類を添付できれば、メール・スマート申請でも行えます（巻末に補助項目ごとの URL 及び QR コードを記載しています）

2 申請の流れについて

●メール申請について

下記アドレスに申請をお願いします。

交通防犯課くらし安全安心係 koutsuu-bouhan@city.nasusiobara.tochigi.jp

●那須塩原市どこでも窓口（スマート申請）について

下記那須塩原市どこでも窓口 URL から手続きを進めてください↓トップページ URL

<https://lgpos.task-asp.net/cu/O92134/ea/residents/portal/home>

設置費補助金申請フロー

* 設置費の申請は様式・流れとも変更なしです



修繕費・撤去費補助金申請フロー



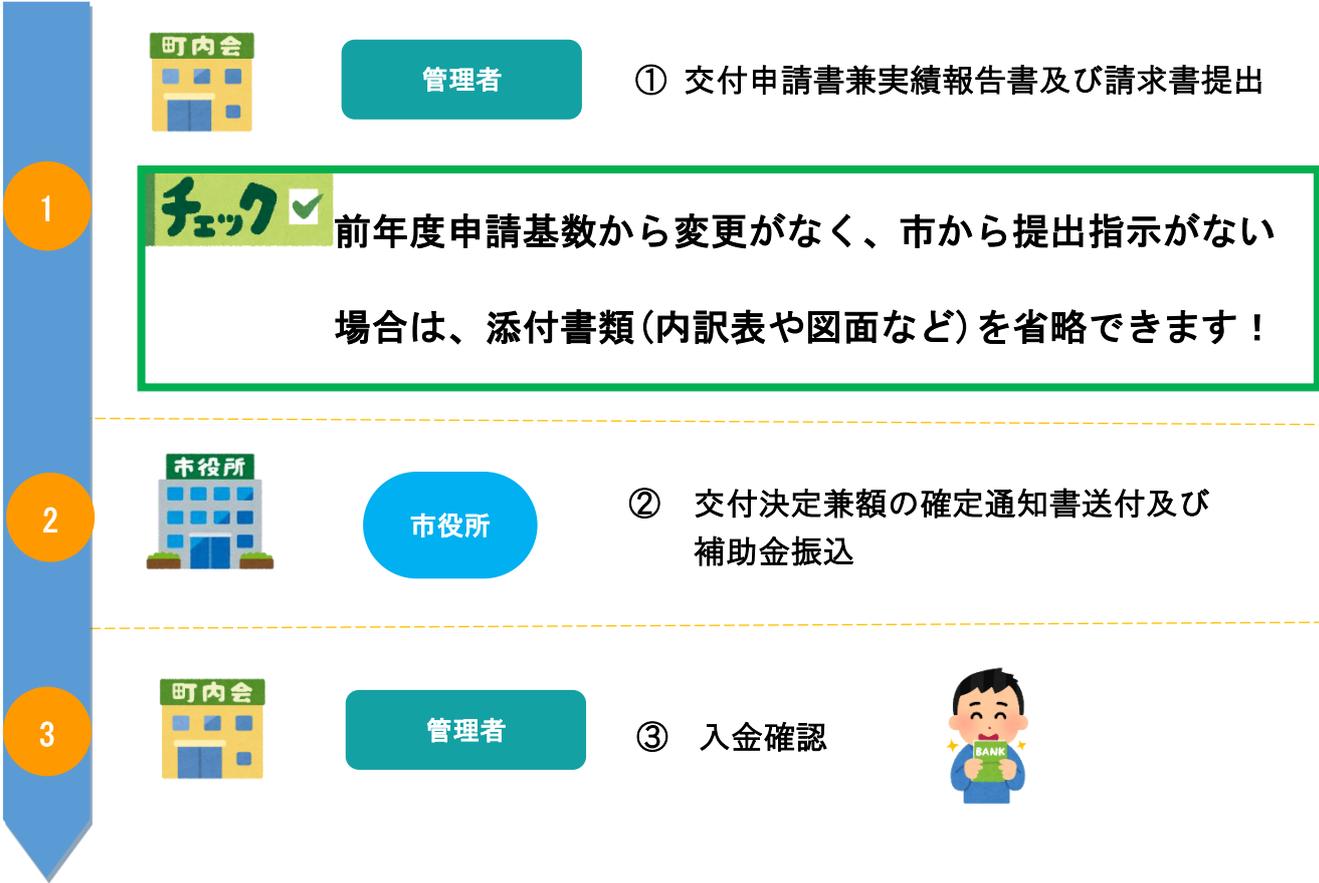
【年度末】

重要!

修繕・撤去工事済防犯灯については1年度分まとめて市に提出



電気料補助金申請フロー



2 那須塩原市防犯灯設置費等補助金ハンドブック

(設置費・電気料・修繕費・撤去費)

設置費補助 9ページをご覧ください

- 交付申請提出期限 11月末日まで
- 変更申請提出期限 交付申請後から設置工事完了前まで
- 実績報告提出期限 当該年度2月末日まで

電気料補助 15ページをご覧ください

- 交付申請兼実績報告提出期限 6月末日までの期間

修繕費・撤去費補助 16ページをご覧ください

- 事前確認依頼 当該年度1月末日までの期間
- 交付申請兼実績報告 当該年度2月末日まで

設置費補助

設置費

<補助対象と補助額>

補助対象	補助額		
自動点滅器付き LED防犯灯新設	電柱有り 灯具のみ	防犯灯1基につき 23,000円	ただし、工事費が補助額 を下回る場合は、その額 となります。
	電柱無し 灯具及び支柱 設置	防犯灯1基につき 35,000円	

【補助金の申請期間】

- 交付申請 11月末日までの期間で、管理団体任意の時期に提出
- 変更申請 交付申請後から設置工事完了前までの期間で、やむを得ない事情により申請内容に変更が生じた場合に速やかに提出
- 実績報告 当該年度2月末日までの期間で、工事完了後速やかに提出

* 補助金が交付できなくなる恐れがあるため交付申請・実績報告の締め切り厳守です。

【申請の回数】

一管理団体につき年度内1回限り

【補助対象となる新規設置基数】

1団体あたり20基まで

* 設置基数を10基以上希望する場合は、事前に交通防犯課に御相談ください。

交付申請

- ・ 設置費補助金交付申請書
- ・ 設置事業計画書及び設置位置図
- ・ 同意書（必要な場合のみ）
- ・ 見積書の写し

記載例1は20ページ

記載例2は21ページ

変更承認申請

- ・ 設置費補助金変更承認申請書 記載例 3 は 2 2 ページ
- ・ その他必要書類

実績報告及び交付請求

- ・ 設置費補助金実績報告書 記載例 4 は 2 3 ページ
- ・ 設置費補助金交付請求書（兼受領委任状） 記載例 5 は 2 4 ページ
- ・ 振込先通帳の写し
- ・ 設置位置図
 - * 設置位置が交付申請時と変更なければ提出不要
- ・ 補助対象経費に係る支払を証明する書類の写し
- ・ C D（写真データの保存）
- ・ 申請灯数分の通電申し込みが確認できる書類の写し（電力会社への申込詳細情報等）

防犯灯新規設置の考え方について

■設置申請は原則、「東電柱またはN T T柱に設置すること」としてください。

東京電力㈱が所有する電力柱（以下、「東電柱」という）に設置の場合は、東京電力㈱への申請手続きのみで済みますが、N T T東日本が所有する電信柱（以下、「N T T柱」という）に設置する場合、N T T東日本への申請手続きを先に行い、添架承諾が得てから東電への申請手続きとなるため、東電柱に設置する場合よりも時間がかかります。

また、鋼管ポールを新設する場合、工事業者が現地調査によって引き込み柱の確認や建立場所の確認などを行う必要があるため、東電柱に設置する場合よりも時間がかかる上、設置費が東電柱に設置する場合よりもポールを新設する分高額になります。

一般的に設置費用の安い順

1. 東電柱
2. N T T柱・個人柱・既設ポール
3. 新設鋼管ポール

■防犯灯の設置等の基準は、原則として次のとおりです。

ただし、防犯上やむを得ない場合はこの限りではありません。

- (1) 防犯灯と他の光源（他の防犯灯、街路灯等）の距離は20メートル以上としてください。20メートルは適度な照度が確保できる目安の距離です。防犯灯同士の距離が近すぎると、明るい場所と暗い場所の濃淡が生じます。また、防犯灯の明かりが農作物の生育に影響を与える場合があります。
- (2) 10W以下の自動点滅器付きLED灯とします。
- (3) 設置高は地上から4.5メートル以上としてください。
- (4) 設置に当たっては、事前に隣接する住民と協議し同意を得ることとし、農地に隣接して設置する場合及び私有地に設置する場合は所有者と協議し、同意を得てください。

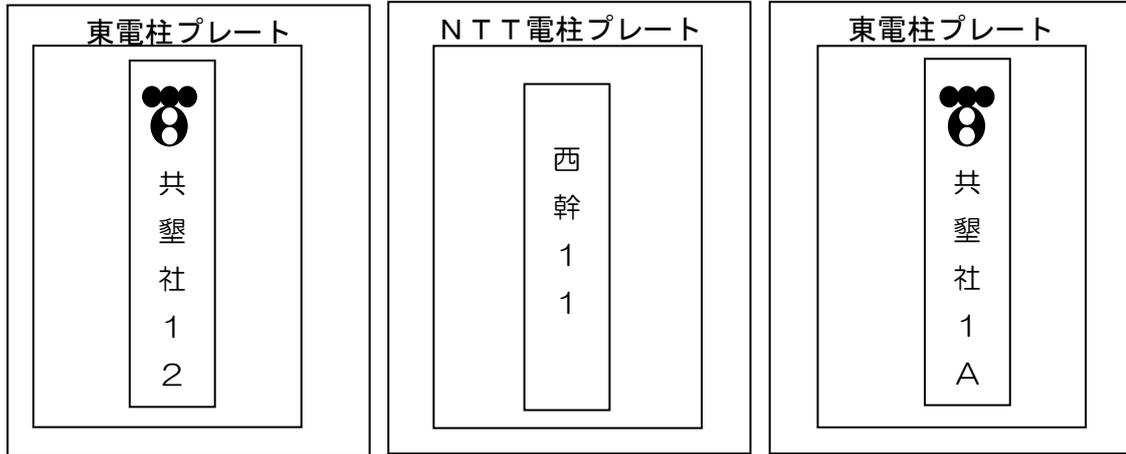
■電柱を所有しているのは下についているプレートの会社です。

電柱に2枚プレートがついている場合、下についているプレートの会社はその電柱を所有しています。また、東電柱プレートの標識名と番号の次に「A」と書いてある電柱はNTTが所有している電柱です。(例3)

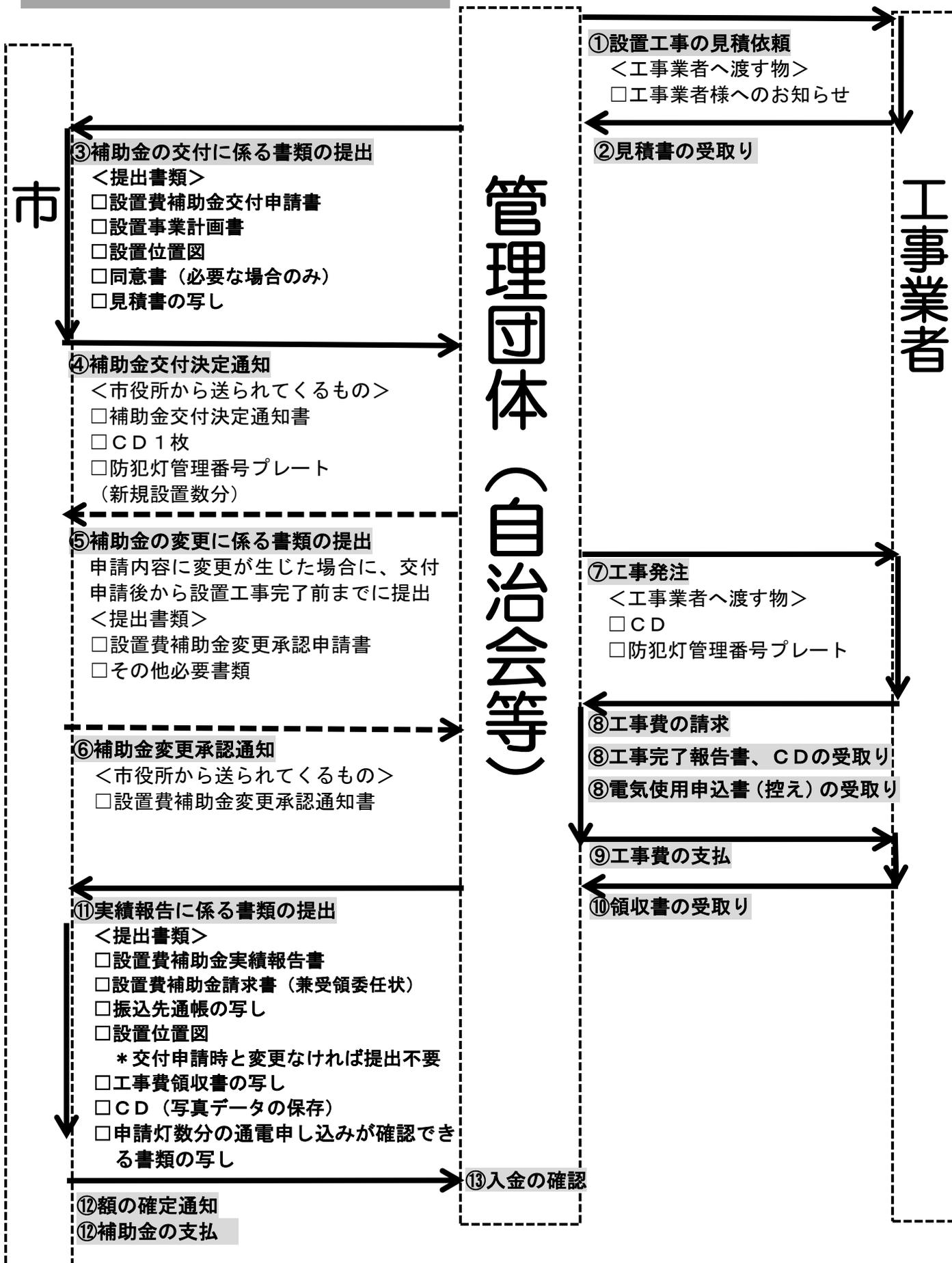
東電柱(例1)

NTT柱(例2)

NTT柱(例3)



申請手続きについて(設置費)



<詳細>

① 設置工事の見積依頼

管理団体から任意の工事業者へ見積依頼をしてください。

- 見積依頼の際、「工事業者様へのお知らせ」を工事業者へお渡しください。
「工事業者様へのお知らせ」は、市で一括工事発注していた際の工事設計書から引用した工事に関する参考資料です。
- 任意の工事業者が無い場合や工事業者が分からない場合等は市へ連絡してください。市から那須塩原電設協会（以下「電設協会」という）へ管理団体代表者の電話番号を伝え、電設協会から管理団体代表者に工事業者を紹介します。

② 見積書の受取り

工事業者から見積書をもたらってください。

- * 交付申請に見積書の写しが必要になります。
- * 見積書に工事業者の代表者印が押印されていることを確認してください。

③ 補助金の交付に係る書類の提出

書類に必要事項を記入し、市へ提出してください。

提出する書類は、以下のとおりです。

設置費補助金交付申請書（様式第1号）

記載例1は20ページ

設置事業計画書及び設置位置図

記載例2は21ページ

- * 任意の地図に記入をお願いします。市で把握している防犯灯の位置図を希望する場合は担当課まで御連絡ください。

工事見積書の写し

- * 原本は管理団体で保管してください。

防犯灯設置同意書の写し（必要な場合のみ）

- * NTT柱、私有地内のポールに防犯灯を設置する場合に、土地所有者の同意を得てください。同封した同意書に署名、押印をもらってください。それ以外の場合は不要です。原本は管理団体で保管してください。

④ 補助金交付決定通知

市に書類を提出してから交付決定まで概ね1ヶ月かかります。

市に提出いただいた書類を確認し、誤り等がなければ補助金の交付決定をします。

市から管理団体へ補助金交付決定通知書を送付します。

- * 防犯灯設置後の写真データを保存するCD-R1枚と設置基数分の防犯灯管理番号プレートを同封しますので、必ず工事業者へお渡しください。
- * 防犯灯設置後の写真は、メールでの提出も可ですが、USBは不可です。

⑤ **補助金の変更に係る書類の提出（申請内容に変更が生じた場合）**

やむを得ない事情により、申請した内容に変更が生じた場合に、書類に必要事項を記入し、市へ提出してください。変更が生じることが分かった時点で担当課に御連絡ください。提出する書類は以下のとおりです。

- ・設置費補助金変更承認申請書
- ・その他必要な書類（変更内容により異なります）

記載例 3 は 2 2 ページ

⑥ **補助金変更承認通知**

提出していただいた内容を確認し、変更の内容が適切と判断されれば承認を行います。

⑦ **工事発注**

工事業者に工事発注してください。

⑧ **工事費の請求、工事完了報告書、CD、電気使用申込書（控え）の受取り**

工事完了後、工事業者から工事費の請求があります。

- * 工事完了報告書等の工事の明細（基数、場所、灯具の種類、設置年月日等）が分かる書類は、管理団体で保管してください。
- * 支払の前に必ず完了検査を行ってください。
完了検査とは、発注した内容で工事が行われたかを確認する行為です。
ここでは、設置場所、灯具の点灯、防犯灯管理番号プレートの有無等です。

⑨ **工事費の支払**

完了検査の結果、問題がなければ工事費を工事業者に支払ってください。

⑩ **領収書の受取り**

工事業者から領収書（レシート不可）を受け取ってください。

- * 領収書は必ず保管してください。補助金の支払に必要になります。

⑪ **実績報告に係る書類の提出**

書類に必要事項を記入し、市へ提出してください。

提出する書類は、以下のとおりです。

- ・設置費補助金実績報告書（様式第7号）
- ・設置費補助金交付請求書（兼受領委任状）（様式第9号）

記載例 4 は 2 3 ページ

記載例 5 は 2 4 ページ

- * 必ず日付を記入しないで提出してください。
- ・振込先通帳の写し * 表紙と1ページ目の写し
- ・領収書の写し
- ・申請灯数分の通電申し込みが確認できる書類の写し
（東京電力エナジーパートナー株式会社のホームページ等の申込詳細情報等）

- * 電気使用申込は工事業者が行います。
契約者名義は、管理団体名等としてください。

- ・ 設置位置図
- * 交付申請時と変更がなければ、提出不要です。
- ・ 書類以外に工事業者から受け取ったCDを併せて提出してください。

⑫ 額の確定通知、補助金の支払

書類の提出から補助金の支払まで概ね1ヶ月かかります。

市から団体代表者に額の確定通知書を送付し、併せて請求書に記載されている管理団体の口座に補助金を振り込みます。

⑬ 入金の確認

市から補助金の入金予定日をお知らせしますので、必ず入金を確認してください。

電気料補助

電気料

<補助対象と補助額>

補助対象	補助額
当該年度4月1日現在で防犯灯管理団体が管理し、防犯灯管理番号が付番されている防犯灯の電気料金	防犯灯1基につき、前年1年間分の公衆街路灯A(10Wまで)を基準に算出した電気料の1/2(100円未満の端数切捨て)以内で毎年度予算の範囲内で市長が定める額
■当該年度中に新規設置する防犯灯は補助対象外です	

【補助金の申請期間】

6月末日までの期間で、管理団体任意の時期に提出

【申請の回数】

一管理団体につき年度内1回限り

- ・ 電気料補助金交付申請書兼実績報告書(様式第10号) **記載例6は25ページ**
- ・ 電気料補助金交付請求書(様式第13号) **記載例7は26ページ**

《注意事項》

- ・ 前年度と申請基数が変わる場合は、東京電力エナジーパートナー株式会社から送付される電気料金集約分内訳表のコピーや電気料金の引き落としが確認できる通帳のコピーなどを添付してください。

- ・業者からの寄付等で管理する防犯灯が増えた場合は、設置箇所が分かる地図を添付してください。
- ・申請基数に変更がない場合でも、電気料金集約分内訳表のコピーの提出を依頼する場合があります。依頼があった際は、御提出をお願いします。

修繕費・撤去費補助

修繕費・撤去費

<補助対象と補助額>

補助対象	補助額	上限額
防犯灯管理団体が管理し、防犯灯管理番号が付番されている防犯灯の修繕	1 / 2 以内	16,000 円/1 基 支柱の修繕は 12,000 円
防犯灯管理団体が管理し、防犯灯管理番号が付番されている防犯灯の撤去 (設置後 10 年を経過したもの)	1 / 2 以内	8,000 円/1 基 支柱の撤去を伴う場合は、10,000 円

【補助金の申請期間】

●事前確認依頼

当該年度 1 月末までの期間で、管理団体任意の時期に提出

●交付申請兼実績報告

当該年度 2 月末までに管理団体ごとに事前確認申請をおこなった基数をまとめて提出

* 補助金が交付できなくなる恐れがあるため交付申請兼実績報告の締め切り厳守です。

* 2 月～3 月に修繕が生じた場合については、次年度に繰り越ししてください。

【申請の回数】

4 月～翌 1 月…事前確認依頼を適宜行ってください(複数回可)

2 月末 …交付申請兼実績報告(1 回)

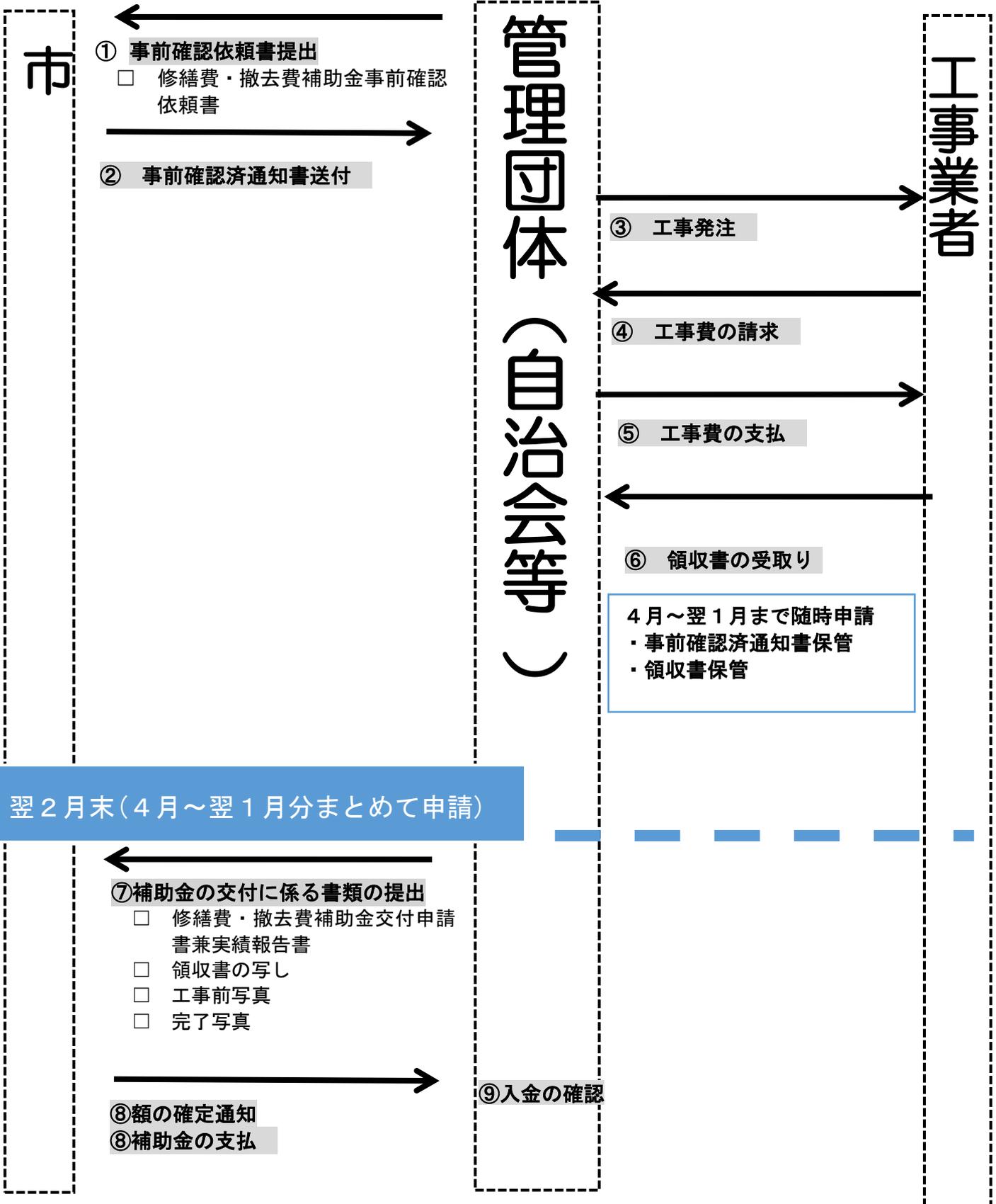
【補助対象となる基数】

制限なし

* ただし、予算額の上限に達した場合は事前確認申請時点で受付を停止します

- ・修繕費・撤去費事前確認依頼書(様式第 14 号) 記載例 8 は 27 ページ
- ・修繕費・撤去費交付申請書兼実績報告書(様式第 16 号)
(表面) 記載例 9 は 28 ページ (裏面) 記載例 10 は 29 ページ
- ・修繕費・撤去費補助金交付請求書(様式第 19 号) 記載例 11 は 30 ページ

申請手続きについて(修繕費・撤去費)



<詳細>

① 事前確認依頼書提出

防犯灯管理番号は、LやNS、25等からはじまる防犯灯の直下にあるプレートに記載があります。電柱番号ではありませんのでご注意ください。

事前確認依頼書（様式第14号） **記載例8は27ページ**

② 事前確認済通知書の送付

市は管理団体から事前確認依頼書を確認し「確認番号」を通知します。補助金の交付申請時に確認番号が必要となりますので、通知書は申請時まで保存をお願いします。

③ 工事発注

工事業者に工事発注してください。

④ 工事費の請求

工事完了後、工事業者から工事費の請求があります。

* 工事完了報告書等の工事の明細（基数、場所、灯具の種類、設置年月日等）が分かる書類は、管理団体で保管してください。

* 支払の前に必ず完了検査を行ってください。

完了検査とは、発注した内容で工事が行われたかを確認する行為です。

ここでは、設置場所、灯具の点灯です。

⑤ 工事費の支払

完了検査の結果、問題がなければ工事費を工事業者に支払ってください。

⑥ 領収書の受取り

工事業者から領収書（レシート不可）を受け取ってください。

* 領収書は必ず保管してください。補助金の支払に必要なになります。

⑦ 補助金の交付に係る書類の提出

書類に必要事項を記入し、市へ提出してください。

提出する書類は、以下のとおりです。

修繕費・撤去費交付申請書兼実績報告書（様式第16号）

（表面） **記載例9は28ページ** （裏面） **記載例10は29ページ**

修繕費・撤去費補助金交付請求書（様式第19号） **記載例11は30ページ**

* 必ず日付を記入しないで提出してください。

⑧ 額の確定通知、補助金の支払

書類の提出から補助金の支払まで概ね1ヶ月かかります。

市から団体代表者に額の確定通知書を送付し、併せて請求書に記載されている管理団体の口座に補助金を振り込みます。

⑨ **入金の確認**

市から補助金の入金予定日をお知らせしますので、必ず入金を確認してください。

<書類の提出先・問い合わせ先>

那須塩原市 市民生活部 交通防犯課 くらし安全安心係

(市役所本庁2階11番窓口)

住所 那須塩原市共墾社108-2

電話 0287-62-7126

FAX 0287-62-7500

MAIL koutsuu-bouhan@city.nasushiobara.tochigi.jp

《記載例 No.1》

様式第1号（第6条関係）

令和〇年〇月〇日

那須塩原市長 様

申請者（団体名） **明るいまち自治会**

代表者 住 所 那須塩原市 **共壘社108-2**

氏 名 **自治会長 防犯 太郎**

電話番号 **0287 （ 62 ） 7126**

令和〇年度防犯灯設置費補助金交付申請書

令和〇年度防犯灯設置費補助金の交付を受けたいので、那須塩原市防犯灯設置費等補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 申請金額 81,000 円

【申請金額計算式】

(灯具のみ) 2 基 × 23,000円 + (灯具及び支柱設置) 1 基 × 35,000円

= 81,000 円 (ア)

工事費見積額 130,000 円 (イ)

申請金額 81,000 円 (ア) 又は (イ) のいずれか少ない額

2 関係書類

- (1) 設置事業計画書（別紙）
- (2) 設置位置図
- (3) 工事見積書の写し

防犯灯設置事業計画書

団体名 **明るいまち自治会**

設置計画基数 3 基

設置予定時期 **令和〇年 9 月**

設置予定所在地

No.	所在地（不明の場合は、最寄りの住宅の地番を記載すること。）	電柱の有無 （支柱新規設置の有無）
1	那須塩原市 共壘社108-2-1	<ul style="list-style-type: none"> ・<input checked="" type="checkbox"/>（電柱番号 共壘社 12） ・無（支柱新規設置 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>）
2	那須塩原市 共壘社108-2-2	<ul style="list-style-type: none"> ・<input checked="" type="checkbox"/>（電柱番号 共壘社 99） ・無（支柱新規設置 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>）
3	那須塩原市 共壘社108-2-3	<ul style="list-style-type: none"> ・有（電柱番号 <input type="checkbox"/>） ・<input checked="" type="checkbox"/>（支柱新規設置 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>）
4	那須塩原市	<ul style="list-style-type: none"> ・有（電柱番号 <input type="checkbox"/>） ・無（支柱新規設置 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>）
5	那須塩原市	<ul style="list-style-type: none"> ・有（電柱番号 <input type="checkbox"/>） ・無（支柱新規設置 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>）

設置位置図（別紙可）

支柱を新設する場合は有に○を、既設のポール等に設置する場合は無に○をつけてください。

別紙のとおり
 ※任意の地図を別で用意し、設置箇所がわかるように図示してください。

様式第4号（第8条関係）

令和〇年〇月〇日

那須塩原市長 様

申請者（団体名） **明るいまち自治会**
代表者 住 所 那須塩原市 **共壘社108-2**
氏 名 **自治会長 防犯 太郎**
電話番号 **0287（62）7126**

令和〇年度防犯灯設置費補助金変更承認申請書

令和〇年〇月〇日付け第〇〇号で交付決定のあった防犯灯設置費補助金について、次のとおり変更したいので、那須塩原市防犯灯設置費等補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更内容

**電柱有りを2基から1基に変更し、電柱無しを1基から2基に変更。
見積金額が130,000円から143,000円に変更。**

2 変更する理由

設置予定であった電柱が撤去されることが判明し、支柱の新設が必要になったため。

3 その他必要な書類

別紙のとおり

※変更後の設置位置図や見積書の写しを提出してください。

様式第7号（第10条関係）

令和〇年〇月〇日

那須塩原市長 様

申請者（団体名） **明るいまち自治会**
代表者 住 所 那須塩原市 **共壘社108-2**
氏 名 **自治会長 防犯 太郎**
電話番号 **0287 （ 62 ） 7126**

令和〇年度防犯灯設置費補助金実績報告書

令和〇年〇月〇日付け第〇〇号で交付決定のあった防犯灯設置費補助金に係る防犯灯の設置が完了したので、那須塩原市防犯灯設置費等補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 補助金額 81,000 円

【補助金額計算式】

(防犯灯のみ) 2 基 × 23,000円 + (防犯灯 + 支柱設置) 1 基 × 35,000円
= 81,000 円 (ア)

工事費実績額 130,000 円 (イ)

補助金額 81,000 円 (ア) 又は (イ) のいずれか少ない額

2 関係書類

- (1) 補助対象経費に係る支払を証明する書類の写し ← **領収書や振込依頼書など**
- (2) 設置位置図 ← **申請時と変更が無ければ、添付不要です。**
- (3) 写真3枚（近景、遠景及びプレート） ← **1基につき写真3枚。プレートは電柱番号です。**
- (4) 電気使用申込書（お客さま控え）の写し ← **東京電力エナジーパートナー株式会社のホームページのコピーで、お客様番号が確認できるもの。**

※(3)写真と(4)電気使用申込書は、工事業者から受け取ってください。

《記載例 No.5》

様式第9号（第12条関係）

日付と番号は記入
しないでください。

年 月 日

那須塩原市長 様

申請者（兼受領委任者）

団体名 明るいまち自治会

代表者住所 那須塩原市共壘社108-2

代表者氏名 自治会長 防犯 太郎



押印不要です。

令和〇 年度防犯灯設置費補助金交付請求書（兼受領委任状）

年 月 日付け第 号

で通知のあった防犯灯設置費補助金について、那須塩原市防犯
灯設置費等補助金交付要綱第12条の規定により次のとおり請求いたします。

交付確定額 81,000 円

請求額 81,000 円

（補助金振込先）

振込先口座を下記のとおり指定します。

申請者と口座名義人が異なる場合

下記口座名義人を代理人と定め補助金の受領を委任します。

申請者と口座名義人が
異なる場合は□に「✓」
を付けてください。

金融機関名	支店名	種別	口座番号						
△△ <small>銀行 信用金庫 信用組合 農協</small>	□□ <small>本店 支店 支所 出張所</small>	普通・当座	1	2	3	4	5	6	7
フリガナ	アカルイマチジチカイカイケイデンキリョウコ								
口座名義人	明るいまち自治会会計 電気料子								

令和〇年〇月〇日

那須塩原市長 様

申請者（団体名） **明るいまち自治会**
代表者 住 所 那須塩原市 **共壘社108-2**
氏 名 **自治会長 防犯 太郎**
電話番号 **0287（62）7126**

令和〇年度防犯灯電気料補助金交付申請書兼実績報告書

令和〇年度防犯灯電気料補助金の交付を受けたいので、那須塩原市防犯灯設置費等補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり申請するとともに、事業実績を報告します。

1 申請金額 55,000 円

【申請金額計算式】

(LED防犯灯 50 基 + LED以外の防犯灯 基) × 1,100 円 = 55,000 円

2 関係書類

電気料金集約分内訳表その他の灯数及び電気料金を確認できる書類

※ 前年度申請基数から変更がなく、かつ、市からの提出指示がない場合は、省略可

《注意事項》

- ・前年度と申請基数が変わる場合は、東京電力エナジーパートナー株式会社から送付される電気料金集約分内訳表のコピーや電気料金の引き落としが確認できる通帳のコピーなどを添付してください。
- ・業者からの寄付等で管理する防犯灯が増えた場合は、設置箇所が分かる地図を添付してください。
- ・申請基数に変更がない場合でも、電気料金集約分内訳表のコピーの提出を依頼する場合があります。依頼があった際は、御提出をお願いします。

様式第13号（第15条関係）

日付と番号は記入
しないでください。

年 月 日

那須塩原市長 様

申請者（兼受領委任者）

団体名 明るいまち自治会

代表者住所 那須塩原市共墾社108-2

代表者氏名 自治会長 防犯 太郎



押印不要です。

令和〇 年度防犯灯電気料補助金交付請求書（兼受領委任状）

年 月 日付け第 号

で通知のあった防犯灯電気料補助金について、那須塩原市防犯灯設置費等補助金交付要綱第15条の規定により次のとおり請求いたします。

交付確定額 55,000 円

請求額 55,000 円

（補助金振込先）

振込先口座を下記のとおり指定します。

申請者と口座名義人が異なる場合

下記口座名義人を代理人と定め補助金の受領を委任します。

申請者と口座名義人が異なる場合は□に「✓」を付けてください。

金融機関名	支店名	種別	口座番号						
△△ 銀行 信用金庫 信用組合 農協	□□ 本店 支店 支所 出張所	普通・当座	1	2	3	4	5	6	7
フリガナ	アカルイマチジチカイカイケイ/デンキリョウコ								
口座名義人	明るいまち自治会会計 電気料子								

《記載例 No.8》

様式第14号（第16条関係）

令和〇年〇月〇日

那須塩原市長 様

申請者（団体名） **明るいまち自治会**
 代表者 住 所 那須塩原市 **共壘社108-2**
 氏 名 **自治会長 防犯 太郎**
 電話番号 **0287（62）7126**

令和〇年度防犯灯修繕費・撤去費補助金事前確認依頼書

次の防犯灯について（修繕費・撤去費）補助金の交付を受けたいので、那須塩原市防犯灯設置費等補助金交付要綱第16条第1項の規定により、次のとおり事前確認を依頼します。

No.	修繕・撤去の別	防犯灯管理番号	理由（該当するもの全てに○）
1	○修繕・撤去	NS-0000	(修繕)ア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ・ク・ケ (撤去)ア・イ・ウ・エ・オ
2	○修繕・撤去	L-0000	(修繕)ア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ・○ク・ケ (撤去)ア・イ・ウ・エ・オ
3	修繕・○撤去	25-0000	(修繕)ア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ・ク・ケ (撤去)ア・○イ・ウ・エ・○オ
4	修繕・撤去		(修繕)ア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ・ク・ケ (撤去)ア・イ・ウ・エ・オ
5	修繕・撤去		(修繕)ア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ・ク・ケ (撤去)ア・イ・ウ・エ・オ
6	修繕・撤去		(修繕)ア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ・ク・ケ (撤去)ア・イ・ウ・エ・オ
7	修繕・撤去		(修繕)ア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ・ク・ケ (撤去)ア・イ・ウ・エ・オ
8	修繕・撤去		(修繕)ア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ・ク・ケ (撤去)ア・イ・ウ・エ・オ

(表)

《記載例 No.9》

様式第16号 (第17条関係)

令和〇年〇月〇日

那須塩原市長 様

申請者 (団体名) **明るいまち自治会**
 代表者 住 所 那須塩原市 **共墾社108-2**
 氏 名 **自治会長 防犯 太郎**
 電話番号 **0287 (62) 7126**

令和〇年度防犯灯修繕費・撤去費補助金交付申請書兼実績報告書

防犯灯修繕費・撤去費補助金の交付を受けたいので、那須塩原市防犯灯設置費等補助金交付要綱第17条の規定により、次のとおり申請するとともに、事業実績を報告します。

No.	修繕・撤去の別	防犯灯管理番号	確認番号	支柱の有無
1	修繕・撤去	NS-〇〇〇〇	□□□□	有・無・支柱のみ
2	修繕・撤去	L-〇〇〇〇	□□□□	有・無・支柱のみ
3	修繕・撤去	25-〇〇〇〇	□□□□	有・無・支柱のみ
4	修繕・撤去			有・無・支柱のみ
5	修繕・撤去			有・無・支柱のみ
6	修繕・撤去			無・支柱のみ
7	修繕・撤去			有・無・支柱のみ
8	修繕・撤去			有・無・支柱のみ
9	修繕・撤去			有・無・支柱のみ
10	修繕・撤去			有・無・支柱のみ

市が事前確認済通知書で通知する番号を記載してください。

(裏)

《記載例 No.10》

修繕費補助金 交付申請額 28,000 円 (下記 (ウ) + (カ))

【申請金額計算式】

○灯具修繕数 1 基×16,000 円 = 16,000 円 (ア)

灯具修繕額 33,000 円 ÷ 2 = 16,500 円 (イ)

申請金額 16,000 円 (ウ) ((ア) 又は (イ) のいずれか少ない額)

○支柱修繕数 1 基×12,000 円 = 12,000 円 (エ)

支柱修繕額 29,000 円 ÷ 2 = 14,500 円 (オ)

申請金額 12,000 円 (カ) ((エ) 又は (オ) のいずれか少ない額)

撤去費補助金 交付申請額 10,000 円 (下記 (ウ) + (カ))

【申請金額計算式】

○灯具のみ撤去の基数

 基× 8,000 円 = 円 (ア)

撤去工事額 円 ÷ 2 = 円 (イ)

申請金額 円 (ウ) ((ア) 又は (イ) のいずれか少ない額)

○灯具及び支柱の撤去の基数

1 基×10,000 円 = 10,000 円 (エ)

撤去工事額 22,000 円 ÷ 2 = 11,000 円 (オ)

申請金額 10,000 円 (カ) ((エ) 又は (オ) のいずれか少ない額)

添付書類

- 1 領収書の写し
- 2 工事前写真
- 3 完了写真
- 4 その他市長が必要と認める書類

《注意事項》

- ・複数回工事があった場合は、全ての領収書の写しを添付してください。
- ・写真は、工事前後がわかるものを添付してください。
- ・支柱を含む工事の場合は、支柱の工事に係る費用がわかる明細書等を添付してください。

様式第19号（第19条関係）

《記載例 No.11》

日付と番号は記入
しないでください。

年 月 日

那須塩原市長 様

申請者（兼受領委任者）

明るいまち自治会

団体名

那須塩原市共墾社108-2

代表者住所

自治会長 防犯 太郎

代表者氏名



押印不要です。

令和〇年度防犯灯修繕費・撤去費補助金交付請求書（兼受領委任状）

年 月 日付け第 号

で通知のあった防犯灯修繕費・撤去費補助金について、那須塩原市防犯灯設置費等補助金交付要綱第19条の規定により次のとおり請求いたします。

交付確定額

38,000 円

請求額

38,000 円

（補助金振込先）

振込先口座を下記のとおり指定します。

申請者と口座名義人が異なる場合

下記口座名義人を代理人と定め補助金の受領を委任します。

申請者と口座名義人が異なる場合は口に「✓」を付けてください。

金融機関名	支店名	種別	口座番号						
<input type="checkbox"/> 銀行 <input checked="" type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農協	<input type="checkbox"/> 本店 <input checked="" type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 出張所	<input type="checkbox"/> 普通 <input checked="" type="checkbox"/> 当座	1	2	3	4	5	6	7
フリガナ	アカルイマチジチカイカイケイ デンキリョウコ								
口座名義人	明るいまち自治会会計 電気料子								

様式第20号（第21条関係）

令和〇年 〇月 〇日

那須塩原市長 様

申請者（団体名） **明るいまち自治会**

代表者 住 所 那須塩原市 **共墾社108-2**

氏 名 **自治会長 防犯 太郎**

電話番号 **0287 (62) 7126**

令和〇年度防犯灯設置費補助金に係る財産処分承認申請書

令和〇年 〇月 〇日付け第 **〇〇**号で交付決定のあった防犯灯設置費補助金について、
財産処分（目的外使用・譲渡・交換・貸付け・担保・廃棄）の承認を受けたいので、那須塩原市
防犯灯設置費等補助金交付要綱第21条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 防犯灯管理番号及び設置場所

防犯灯管理番号 **NS-〇〇〇〇**

設 置 場 所 **那須塩原市〇〇町100-12**

2 財産処分の理由

新しい店舗の照明が明るく、近くの防犯灯が不要となり撤去するため。等

3 財産処分の内容

廃棄処分

《注意事項》

設置完了日から起算して10年を経ずに廃棄等の処分を行う場合は、交付した補助金の一部を返還していただきますので、市に御連絡ください。

那須塩原市防犯灯設置費等補助金交付要綱

那須塩原市防犯灯設置費等補助金交付要綱（平成29年那須塩原市告示第46号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 設置費補助金（第6条—第12条）

第3章 電気料補助金（第13条—第15条）

第4章 修繕費補助金及び撤去費補助金（第16条—第19条）

第5章 雑則（第20条・第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この告示は、防犯灯の設置、維持管理、撤去等に要する費用の一部を補助することにより、夜間における市民の安全を図るため、防犯灯設置費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、那須塩原市補助金交付規則（平成17年那須塩原市規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において「防犯灯」とは、夜間における犯罪の発生を予防し、市民の安全を図ることを主たる目的とする照明設備で、次条に規定する団体が設置し、又は電気料金を負担するものをいう。ただし、広告を主たる目的として設置し、又は維持管理される照明設備及び主にその住民の用に供するために集合住宅その他の施設に附属して設置し、又は維持管理される照明設備を除く。

（交付対象）

第3条 補助金の交付対象となる団体（以下「防犯灯管理団体」という。）は、防犯灯を設置し、又はその電気料金を負担する団体であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 那須塩原市自治会長連絡協議会を構成する自治会

(2) 一定の区域内の住民によって組織された団体で、市長が特に認めるもの

(補助金の種類及び額)

第4条 補助金の種類は、設置費補助金、電気料補助金、修繕費補助金及び撤去費補助金とし、その補助対象及び補助額は別表に定めるところによる。

(事前協議)

第5条 新たに補助金の交付を受けようとする団体は、次条又は第13条に規定する申請の前に次に掲げる書類又はこれに代わるものを市長に提出して協議しなければならない。

- (1) 団体の代表者及び構成世帯数が分かる書類
- (2) 団体の区域に関する図面
- (3) その他市長が必要と認める書類

第2章 設置費補助金

(交付申請)

第6条 設置費補助金の交付を受けようとする防犯灯管理団体は、市長が定める申請期間内に、防犯灯設置費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 設置事業計画書
- (2) 設置位置図
- (3) 工事見積書の写し

(交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、内容を審査し、補助金を交付するときは防犯灯設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金を交付しないときは防犯灯設置費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請をした防犯灯管理団体に通知するものとする。

(変更申請)

第8条 設置費補助金の交付決定を受けた防犯灯管理団体は、設置費補助金について規則第6条第1項第1号の規定による変更の承認を受けるときは、防犯灯設置費補助金変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(変更承認)

第9条 市長は、前条に規定する申請があったときは、内容を審査し、変更を認めるときは防犯灯設置費補助金変更承認通知書(様式第5号)により、変更を認めないときは防犯灯設置費補助金変更不承認通知書(様式第6号)により、当該申請をした防犯灯管理団体に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 設置費補助金の交付決定を受けた防犯灯管理団体は、当該事業が完了したときは、防犯灯設置費補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る支払を証明する書類の写し
- (2) 設置位置図
- (3) 写真3枚(近景、遠景及びプレート)
- (4) 電気使用申込書(お客さま控え)の写し

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、防犯灯設置費補助金額の確定通知書(様式第8号)により、当該提出をした防犯灯管理団体に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 前条の通知を受けた防犯灯管理団体は、補助金の交付を受けようとするときは、防犯灯設置費補助金交付請求書(兼受領委任状)(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

第3章 電気料補助金

(交付申請及び実績報告)

第13条 電気料補助金の交付を受けようとする防犯灯管理団体は、市長が定める申請期間内に、防犯灯電気料補助金交付申請書兼実績報告書(様式第10号)に電気料金集約分内訳表その他の灯数及び電気料金を確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、前年度の申請状況その他の事情を勘案し、市長が特に認めた場合は、当該

書類の添付を省略することができる。

(交付決定及び補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条に規定する申請があったときは、内容を審査し、補助金を交付するときは防犯灯電気料補助金交付決定兼額の確定通知書(様式第11号)により、補助金を交付しないときは防犯灯電気料補助金不交付決定通知書(様式第12号)により、当該申請をした防犯灯管理団体に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第15条 前条の通知を受けた防犯灯管理団体は、補助金の交付を受けようとするときは、防犯灯電気料補助金交付請求書(兼受領委任状)(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

第4章 修繕費補助金及び撤去費補助金

(事前確認)

第16条 修繕費補助金又は撤去費補助金の交付を受けようとする防犯灯管理団体は、防犯灯の修繕又は撤去に先立ち、防犯灯修繕費・撤去費補助金事前確認依頼書(様式第14号)を市長に提出し、事前に確認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する依頼書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、防犯灯修繕費・撤去費補助金事前確認済通知書(様式第15号)により、当該提出をした防犯灯管理団体に通知するものとする。

(交付申請及び実績報告)

第17条 前条の規定による通知を受けた防犯灯管理団体は、修繕費補助金又は撤去費補助金の交付を受けようとするときは、防犯灯修繕費・撤去費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第16号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 工事前写真
- (3) 完了写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び補助金の額の確定)

第18条 市長は、前条に規定する申請があったときは、内容を審査し、補助金を交付するときは防犯灯修繕費・撤去費補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第17号）により、補助金を交付しないときは防犯灯修繕費・撤去費補助金不交付決定通知書（様式第18号）により、当該申請をした防犯灯管理団体に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第19条 前条の通知を受けた防犯灯管理団体は、補助金の交付を受けようとするときは、防犯灯修繕費・撤去費補助金交付請求書（兼受領委任状）（様式第19号）を市長に提出しなければならない。

第5章 雑則

（書類の保管期間）

第20条 規則第20条第2項に規定する市長が定める期間は、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年とする。

（財産の処分の制限）

第21条 補助金の交付を受けて取得した防犯灯は、規則第21条第2号の市長が指定するものの適用を受けるものとする。

2 規則第21条ただし書の市長が定める期間は、設置完了日から起算して10年とする。

3 前項の期間内に補助金の交付を受けて取得した防犯灯の処分（廃棄を含む。）に関し承認を得ようとする者は、あらかじめ防犯灯設置費補助金に係る財産処分承認申請書（様式第20号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項に規定する申請があったときは、内容を審査し、処分を承認するときは防犯灯設置費補助金に係る財産処分承認通知書（様式第21号）により、処分を承認しないときは防犯灯設置費補助金に係る財産処分不承認通知書（様式第22号）により、当該申請をした防犯灯管理団体に通知するものとする。

5 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち処分時から第2項の期間が経過するまでの期間に相当する額を原則として返還させるとともに、当該処分により防犯灯管理団体に利益が生じたときは、交付した補助金の額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させるものとする。ただし、当該処分が天災その他補助

事業者の責めに帰さない事由によるもの場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(補助金の見直し)

- 2 市長は、この補助金について、令和7年4月1日から3年を経過するまでに、その運用状況、効果、必要性等を検証し、見直しを行うものとする。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の日の前日までに那須塩原市防犯灯設置費等補助金交付要綱の規定により交付決定された補助金については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

種 類	補助対象	補助額
設 置 費 補 助 金	自動点滅器付きLED防犯灯 の新設	防犯灯1基につき23,000円（設置場所に電 柱等がなく、支柱の設置を併せて行う場合は、3 5,000円）又は工事費のいずれか少ない額
電 気 料 補 助	毎年4月1日現在において防 犯灯管理団体が支払っている 防犯灯の電気料	防犯灯1基につき、前年1年間分の公衆街路灯A （10Wまで）を基準に算出した電気料の1/2 （100円未満の端数切捨て）以内で毎年度予算 の範囲内で市長が定める額

金			
修繕費補助金	防犯灯管理団体が管理し、防犯灯管理番号が付番されている防犯灯の修繕	灯具	防犯灯1基につき16,000円又は修繕費の1/2(100円未満の端数切捨て)のいずれか少ない額
		支柱	防犯灯1基につき12,000円又は修繕費の1/2(100円未満の端数切捨て)のいずれか少ない額
撤去費補助金	防犯灯管理団体が管理し、防犯灯管理番号が付番されている防犯灯(設置後10年を経過したものに限る。)の撤去		防犯灯1基につき8,000円(支柱の撤去を伴う場合は、10,000円)又は撤去費の1/2(100円未満の端数切捨て)のいずれか少ない額

年 月 日

那須塩原市長 様

申請者（団体名）

代表者 住 所 那須塩原市

氏 名

電話番号 ()

年度防犯灯設置費補助金交付申請書

年度防犯灯設置費補助金の交付を受けたいので、那須塩原市防犯灯設置費等補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 申請金額 _____ 円

【申請金額計算式】

(灯具のみ) _____ 基 × _____ 円 + (灯具及び支柱設置) _____ 基 × _____ 円

= _____ 円 (ア)

工事費見積額 _____ 円 (イ)

申請金額 _____ 円 (ア) 又は (イ) のいずれか少ない額

2 関係書類

- (1) 設置事業計画書（別紙）
- (2) 設置位置図
- (3) 工事見積書の写し

防犯灯設置事業計画書

団体名

設置計画基数 _____ 基

設置予定時期 _____ 年 _____ 月

設置予定所在地

No.	所在地（不明の場合は、最寄りの住宅の地番を記載すること。）	電柱の有無 （支柱新規設置の有無）
1	那須塩原市	・有（電柱番号 _____ ） ・無（支柱新規設置 有 無 ）
2	那須塩原市	・有（電柱番号 _____ ） ・無（支柱新規設置 有 無 ）
3	那須塩原市	・有（電柱番号 _____ ） ・無（支柱新規設置 有 無 ）
4	那須塩原市	・有（電柱番号 _____ ） ・無（支柱新規設置 有 無 ）
5	那須塩原市	・有（電柱番号 _____ ） ・無（支柱新規設置 有 無 ）

設置位置図（別紙可）

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

那須塩原市長 様

申請者（団体名）

代表者 住 所 那須塩原市

氏 名

電話番号 ()

年度防犯灯設置費補助金変更承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった防犯灯設置費補助金について、次のとおり変更したいので、那須塩原市防犯灯設置費等補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更内容

2 変更する理由

3 その他必要な書類

那須塩原市長 様

申請者（団体名）

代表者 住 所 那須塩原市

氏 名

電話番号 ()

年度防犯灯設置費補助金実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった防犯灯設置費補助金に係る防犯灯の設置が完了したので、那須塩原市防犯灯設置費等補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 補助金額 _____ 円

【補助金額計算式】

(防犯灯のみ) 基 × _____ 円 + (防犯灯 + 支柱設置) 基 × _____ 円
= _____ 円 (ア)

工事費実績額 _____ 円 (イ)

補助金額 _____ 円 (ア) 又は (イ) のいずれか少ない額

2 関係書類

- (1) 補助対象経費に係る支払を証明する書類の写し
- (2) 設置位置図
- (3) 写真3枚（近景、遠景及びプレート）
- (4) 電気使用申込書（お客さま控え）の写し

年 月 日

那須塩原市長 様

申請者（兼受領委任者）

団体名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____

年度防犯灯設置費補助金交付請求書（兼受領委任状）

年 月 日付け第 号で通知のあった防犯灯設置費補助金について、那須塩原市防犯灯設置費等補助金交付要綱第12条の規定により次のとおり請求いたします。

交付確定額 _____ 円

請求額 _____ 円

（補助金振込先）

振込先口座を下記のとおり指定します。

申請者と口座名義人が異なる場合

下記口座名義人を代理人と定め補助金の受領を委任します。

金融機関名	支店名	種別	口座番号
銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所 出張所	普通・当座
フリガナ			
口座名義人			

那須塩原市長 様

申請者（団体名）

代表者 住 所 那須塩原市

氏 名

電話番号 ()

年度防犯灯電気料補助金交付申請書兼実績報告書

年度防犯灯電気料補助金の交付を受けたいので、那須塩原市防犯灯設置費等補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり申請するとともに、事業実績を報告します。

1 申請金額 _____ 円

【申請金額計算式】

(LED防犯灯 _____ 基 + LED以外の防犯灯 _____ 基) × _____ 円 = _____ 円

2 関係書類

電気料金集約分内訳表その他の灯数及び電気料金を確認できる書類

※ 前年度申請基数から変更がなく、かつ、市からの提出指示がない場合は、省略可

年 月 日

那須塩原市長 様

申請者（兼受領委任者）

団体名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____

年度防犯灯電気料補助金交付請求書（兼受領委任状）

年 月 日付け第 号で通知のあった防犯灯電気料補助金について、那須塩原市防犯灯設置費等補助金交付要綱第15条の規定により次のとおり請求いたします。

交付確定額 _____ 円

請求額 _____ 円

（補助金振込先）

振込先口座を下記のとおり指定します。

申請者と口座名義人が異なる場合

下記口座名義人を代理人と定め補助金の受領を委任します。

金融機関名	支店名	種別	口座番号
銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所 出張所	普通・当座	
フリガナ			
口座名義人			

那須塩原市長 様

申請者（団体名）

代表者 住 所 那須塩原市

氏 名

電話番号 ()

年度防犯灯修繕費・撤去費補助金事前確認依頼書

次の防犯灯について（修繕費・撤去費）補助金の交付を受けたいので、那須塩原市防犯灯設置費等補助金交付要綱第16条第1項の規定により、次のとおり事前確認を依頼します。

No.	修繕・撤去の別	防犯灯管理番号	理由（該当するもの全てに○）
1	修繕 ・ 撤去		(修繕)ア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ・ク・ケ (撤去)ア・イ・ウ・エ・オ
2	修繕 ・ 撤去		(修繕)ア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ・ク・ケ (撤去)ア・イ・ウ・エ・オ
3	修繕 ・ 撤去		(修繕)ア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ・ク・ケ (撤去)ア・イ・ウ・エ・オ
4	修繕 ・ 撤去		(修繕)ア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ・ク・ケ (撤去)ア・イ・ウ・エ・オ
5	修繕 ・ 撤去		(修繕)ア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ・ク・ケ (撤去)ア・イ・ウ・エ・オ
6	修繕 ・ 撤去		(修繕)ア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ・ク・ケ (撤去)ア・イ・ウ・エ・オ
7	修繕 ・ 撤去		(修繕)ア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ・ク・ケ (撤去)ア・イ・ウ・エ・オ
8	修繕 ・ 撤去		(修繕)ア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ・ク・ケ (撤去)ア・イ・ウ・エ・オ

【修繕費補助金】

防犯灯修繕費の補助対象は原則として次のチェック項目にあてはまる防犯灯の修繕です。

□ 防犯灯管理番号が付番されている灯具または支柱であること。

・ 次のいずれかの理由により、灯具又は支柱の修繕が必要であること。

(灯具)

ア 点灯していないため。

イ 点灯しているが、暗いため（防犯灯の直下1メートルの地点で照度が3ルクス以下である。）。

ウ 点灯に異常があるため（常時点灯、ちらつきや点滅、点灯時間が短い等）。

エ 設置角度を直すため。

オ その他の理由により灯具の修繕が必要であるため。

(支柱)

カ 腐食して穴があいているため。

キ クラックが入っているため（基礎部、支柱）。

ク 著しい傾き（10度以上）、曲がり、へこみ、変形があるため。

ケ 著しいさびがあるため。

【撤去費補助金】

撤去費の補助対象は原則として次のチェック項目にあてはまる防犯灯の撤去です。

□ 設置から10年が経過していること。

□ 防犯灯管理番号が付番されている灯具または支柱であること。

・ 次のいずれかの理由により灯具又は支柱が不要であること。

ア 付近に他の光源があり、灯具は不要と判断したため。

イ 付近を利用する人がいなくなり、今後も利用する見込みがなく、灯具は不要と判断したため。

ウ 付近に新しく灯具を設置するため。

エ その他の理由により自治会等防犯灯管理団体として灯具の設置が不要であると判断したため。

オ アからエの理由で灯具を撤去する際に、支柱の撤去を含む。

那須塩原市長 様

申請者（団体名）

代表者 住 所 那須塩原市

氏 名

電話番号 ()

年度防犯灯修繕費・撤去費補助金交付申請書兼実績報告書

防犯灯修繕費・撤去費補助金の交付を受けたいので、那須塩原市防犯灯設置費等補助金交付要綱第17条の規定により、次のとおり申請するとともに、事業実績を報告します。

No.	修繕・撤去の別	防犯灯管理番号	確認番号	支柱の有無
1	修繕・撤去			有・無・支柱のみ
2	修繕・撤去			有・無・支柱のみ
3	修繕・撤去			有・無・支柱のみ
4	修繕・撤去			有・無・支柱のみ
5	修繕・撤去			有・無・支柱のみ
6	修繕・撤去			有・無・支柱のみ
7	修繕・撤去			有・無・支柱のみ
8	修繕・撤去			有・無・支柱のみ
9	修繕・撤去			有・無・支柱のみ
10	修繕・撤去			有・無・支柱のみ

修繕費補助金 交付申請額 _____ 円 (下記 (ウ) + (カ))

【申請金額計算式】

○灯具修繕数 _____ 基 × _____ 円 = _____ 円 (ア)

灯具修繕額 _____ 円 ÷ 2 = _____ 円 (イ)

申請金額 _____ 円 (ウ) ((ア) 又は (イ) のいずれか少ない額)

○支柱修繕数 _____ 基 × _____ 円 = _____ 円 (エ)

支柱修繕額 _____ 円 ÷ 2 = _____ 円 (オ)

申請金額 _____ 円 (カ) ((エ) 又は (オ) のいずれか少ない額)

撤去費補助金 交付申請額 _____ 円 (下記 (ウ) + (カ))

【申請金額計算式】

○灯具のみ撤去の基数

_____ 基 × _____ 円 = _____ 円 (ア)

撤去工事額 _____ 円 ÷ 2 = _____ 円 (イ)

申請金額 _____ 円 (ウ) ((ア) 又は (イ) のいずれか少ない額)

○灯具及び支柱の撤去の基数

_____ 基 × _____ 円 = _____ 円 (エ)

撤去工事額 _____ 円 ÷ 2 = _____ 円 (オ)

申請金額 _____ 円 (カ) ((エ) 又は (オ) のいずれか少ない額)

添付書類

- 1 領収書の写し
- 2 工事前写真
- 3 完了写真
- 4 その他市長が必要と認める書類

年 月 日

那須塩原市長 様

申請者（兼受領委任者）

団体名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____

年度防犯灯修繕費・撤去費補助金交付請求書（兼受領委任状）

年 月 日付け第 号で通知のあった防犯灯修繕費・撤去費補助金について、那須塩原市防犯灯設置費等補助金交付要綱第19条の規定により次のとおり請求いたします。

交付確定額 _____ 円

請求額 _____ 円

（補助金振込先）

振込先口座を下記のとおり指定します。

申請者と口座名義人が異なる場合

下記口座名義人を代理人と定め補助金の受領を委任します。

金融機関名	支店名	種別	口座番号
銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所 出張所	普通・当座	
フリガナ			
口座名義人			

様式第20号（第21条関係）

年 月 日

那須塩原市長 様

申請者（団体名）

代表者 住 所 那須塩原市

氏 名

電話番号 ()

年度防犯灯設置費補助金に係る財産処分承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった防犯灯設置費補助金について、
財産処分（目的外使用・譲渡・交換・貸付け・担保・廃棄）の承認を受けたいので、那須塩原市
防犯灯設置費等補助金交付要綱第21条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 防犯灯管理番号及び設置場所

防犯灯管理番号

設 置 場 所

2 財産処分の理由

3 財産処分の内容

5 那須塩原市どこでも窓口（スマート申請）

●下記の URL もしくは QR コードから手続きを進めてください

【防犯灯設置費補助金】交付申請

URL

<https://lgpos.task-asp.net/cu/092134/ea/residents/procedures/apply/66a6671c-d020-4d67-acde-c7a9d9f913d9/start>

QR コード



【防犯灯設置費補助金】変更承認申請

URL

<https://lgpos.task-asp.net/cu/092134/ea/residents/procedures/apply/f9efcdda-3262-4ab7-a0d5-dfbae8e811a7/start>

QR コード



【防犯灯設置費補助金】実績報告兼交付請求

URL

<https://lgpos.task-asp.net/cu/092134/ea/residents/procedures/apply/238c60ae-90fe-4f54-b933-c063b0a3233a/start>

QR コード



【防犯灯電気料補助金】 交付申請兼実績報告兼交付請求

URL

<https://lgpos.task-asp.net/cu/092134/ea/residents/procedures/apply/78e078cd-78b6-4eda-ac67-1e069bece6d2/start>

QR コード



【防犯灯修繕費・撤去費補助金】 事前確認依頼

URL

<https://lgpos.task-asp.net/cu/092134/ea/residents/procedures/apply/23e88371-dee5-4178-b09b-274b396ba567/start>

QR コード



【防犯灯修繕費・撤去費補助金】 交付申請兼実績報告兼交付請求

URL

<https://lgpos.task-asp.net/cu/092134/ea/residents/procedures/apply/0adbf8e-b721-4ad4-b9ca-b71c340df964/start>

QR コード



【防犯灯設置費補助金】財産処分承認申請

URL

<https://lgpos.task-asp.net/cu/092134/ea/residents/procedures/apply/25174ae1-d155-4732-a741-70cbcfb56197/start>

QRコード

